

名古屋地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時

平成29年9月19日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋簡易裁判所民事調停部会議室

3 出席者

（委員） 青山禧子，安藤貴康，植田健男，岡田悟，小川令持，小原朱美，加藤敏明，北辻利寿，長屋祥子，平松哉人，藪押光市，瀬古賢二，早川幸延，伊藤納，片田信宏

（説明者） 片山名古屋簡易裁判所裁判官，野首名古屋簡易裁判所裁判官，水谷名古屋簡易裁判所首席書記官，佐藤民事調停委員，近藤民事調停委員，池田事務局長

（事務担当者） 河合事務局次長，中井総務課長，野田総務課課長補佐

4 協議テーマ

民事調停制度の活用について

5 議事

- (1) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
- (2) 新任委員及び説明者の紹介
- (3) 意見交換事項についての概要説明
- (4) 調停室等の施設見学
- (5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (6) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成30年2月22日（木）午後1時30分

イ 協議テーマ

職員採用広報について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 調停事件についてはここ数年事件数が減ってきていることから，本日の意見交換においては主に，①民事調停の認知度と利用促進のための工夫，②民事調停制度の広報及び③民事調停委員の発掘の3つの観点から御意見を伺うことにしたい。

まずは，民事調停の認知度と利用促進のための工夫についてお聞かせいただきたい。

- 民事調停の利用ということに関して，調停成立の割合はどの程度なのか。
- △ 例えば，名古屋簡易裁判所における平成28年度の調停成立の割合は，特定調停事件を除いた一般調停事件については約4割の成立率となっている。
- 民事調停事件全体ではなく，特定調停事件を除く一般調停事件における事件数の傾向について教えてもらいたい。
- 特定調停事件については時代の背景事情により，ある時期急激に増加したが，近年は大幅に事件数が減っている。特定調停事件を除く一般調停事件だけを見ても特定調停事件が大幅に増加する前と比べても減少しており，とりわけ，平成24年度以降かなりの減少傾向になっている。
- 県に建設関係の審査会があるが，審査件数は減ってきている。調停事件数が減ってきているというのは，平成21年頃以降法整備がしっかりとなされてきて社会が落ち着いた良い方向に進んでいるからではないかと思われる。個人的には事件数が減るのは良いことだと思う。
- 本当に社会が落ち着いて紛争が少なくなっているのならば，良いことだと思うが，一般的に裁判所へ申立てをしてまで解決しようとすることに對して，ハードルが高いと感じて，申立てに至らないケースがあるのではないかと感じている。

- 調停制度を利用したことにより、利用者の満足度については、どのような状況か教えてほしい。
- △ 先に全国の一部の庁における民事調停利用者を対象としたアンケートを実施しているところ、このうち名古屋簡易裁判所で実施した利用者アンケートでは、回答数は少ないものの、そのうち満足であるという回答は申立人及び相手方とも多い結果が出ている。なお、全国的なアンケートの分析結果がちょうど出たところである。
- 対策を考えるに当たり、もう少し緻密な原因分析が必要であるように感じる。利用者からの生の声は非常に大切であるので、マーケティングによる十分な分析が必要であると思う。
- 司法制度改革により法曹人口を増やした結果、弁護士登録者数も増加した。弁護士が増加したことに伴い、一般の紛争についても調停制度を利用する前に解決している事案が増えてきているのではないか。
- 弁護士事務所の広告が最近増加しているように感じている。そのため、調停制度を利用する方々が、まずは弁護士に相談を行ったことにより、解決している紛争が増えてきているのではないか。
- 最近の弁護士事務所の広告は、いわゆる過払金の返還を求めるという事件であり、特定調停事件とは全く違うものである。先に説明したのは後者の事件が減ってきたというものである。

近年、調停事件数が減少してきた理由としては、弁護士登録人数が増加したことに伴い、調停による解決を図る前に、弁護士による話し合いによって解決しているという推論も考えられるが、一方で、経験の浅い弁護士の中に調停制度という選択肢を考えていない方が増えてきているのではないか、調停制度の使い方自体が訴訟的になってきており、調停の本来の趣旨が「話し合い」（いわゆる「譲り合い」）であるにもかかわらず、証拠を前面に出して訴訟のように扱うため、調停手続自体が混乱してきているのではないかという推論も考えられる。

また、司法制度改革の中で司法修習生の実務修習を各地の裁判所で行っているが、修習制度の見直しにより、簡易裁判所の調停制度について十分に学ぶことができていないこともあるかもしれない。

- 過去に調停制度を利用した方から聞いたことがあるが、調停制度は良い制度だとは思いますが、満足であったかどうかとえば、「不満足であった」との感想を聞いている。しかし、満足度は調停の結果にも左右されるものの、「不満足であった」、「調停手続は使いにくい」という感想の理由は運用面に問題があるからであると思う。裁判所なので仕方ないところであるが、この制度を利用できるのは平日に限られるため、結局のところ、紛争解決を図るために、代理人である弁護士に依頼することは訴訟と同じである。土日が休みの人が多いので、利用日について改善ができるならもっと使いやすくなると思う。
- 事業所のトラブルの多い例として、従業員の間での人間関係が理由で、問題が生じて心の病になってしまう者がいる。この解決策の選択肢として、調停制度を利用することは可能であるのか。
- このようなケースについては、事業主も含めた労働環境も関連して問題が発生している場合があるため、事業者から調停を申し立てたり、個々の事案により様々な解決策の選択肢があると思う。
- 例えば、交通事故関連の紛争であれば、その分野の専門家である調停委員が担当して事件内容に沿った手続を進めることができるという調停手続の柔軟性は、民事調停制度の特徴的な良い面であると思うが、公平の観点からあくまでも窓口では手続案内にとどまることとなる。
- 一般調停申立ての類型を見ることによって背景事情を分析することができるのではないかと思う。また、申立人の年代別の割合を教えてほしい。
- △ 一般調停事件の内訳までは分からないが、例えば、名古屋で言えば、交通事故の調停は1割よりやや少ない程度である。年代分布は当事者の年齢を把握していないため分からない。

- 裁判所として、民事調停制度の利用を増やしたいと考えているのか。
- 社会情勢を見ると、大小様々なトラブルは起きていると思われるので、その解決策の一つとして民事調停制度を利用していただけたらと思っている。トラブルを抱えている人が裁判所を利用するまではないと感じて、制度を利用しない結果となってしまっているのであれば問題であり、この制度を利用してもらうためにどのようにしたら良いのかと考えている。
- 紛争で困っている方に対して、「調停制度」という選択肢があることを知っていただくという、裁判所としては義務感があるからではないかと考えている。本当にこの制度が必要な方に知られているのか、知られていないとするならば、どのような取組が必要なのかを考える必要があると思う。
- 各市町村では、行政相談員が市民からの相談を受けているが、その相談員の方々が民事調停制度を知っているかどうか。これらの方にPRするのも効果的でないかと思う。
- 民事調停制度の利用を阻害している要因はないか。
- 民事手続は長期間にわたる手続と思っていたが、民事調停のリーフレットを見ていると調停は短期間で解決できるように書かれている。「民事」という言葉は長期にわたるため負担がかかってしまうイメージがあり、民事調停手続の利用を阻害されている要因になっているように思う。
- 私自身は民事調停という言葉は以前から知っていたが、知人からの声に「リーフレットなどの配布されている資料を見ていると、漢字が多く使用されており読む気が起きないし、内容がよく分からない」と聞いたことがある。

私は、リーフレットは分かりやすく書かれていると思うが、「民事」という言葉自体が普段聞きなれない言葉であるので、身近なはずなのに「なんだろう」と思ってしまうようであり、更に「調停」という言葉となると、その思いがもっと強くなる人が多いようである。

一方で、刑事裁判という言葉となると、映画や小説などでよく使用される言葉

であるため、身近で一般的に聞きなれた言葉と感じているようである。そのため、具体的な事例を挙げて、調停制度を知っていただくことが必要であると思う。インターネットで、〇〇というキャッチフレーズでのキーワード検索について、実際に検索した割合については約2割から3割といったマーケティング結果を聞いたことがあるが、人口からするとかなりの多くの人がキーワード検索を行っていると言える。こういったことはできないのだろうか。

私たち大学関係者の立場でも普段使用している単語として、「ゼミ」、「単位」などの単語は一般的であるが、オープン・キャンパスに訪れた高校生に聞いたところ、通じないことがあった。

これらの様子からすると、一般の人にとっては、裁判所で使用している単語はなじみがないと思う。裁判所が思っている以上に、一般的には分かりにくい単語が多いため、誰でもわかる言葉で表現する方法を考える必要はないか。

- 裁判員裁判制度を立ち上げるときには、このような言葉や単語の問題について十分に時間をかけて、一般のみなさんに理解していただける言葉は何かを丁寧に検討した経験がある。

民事事件についても、「民事」という言葉自体を「トラブル」という言葉に言い換えるなど、相談者の相談内容に応じて、相談を受ける者がどのような言葉で表現すれば、相談者に理解していただけるのかを考える必要がある。

- 次の協議項目として、「民事調停制度の広報」について意見をいただきたい。
- 裁判所のリーフレットはどこに配布されているのか。
- △ 裁判所における広報活動としては、最高裁判所のホームページにて動画配信、リーフレットの県内各所への配布及び名古屋地裁独自のチラシやポスターを作成し、県内自治体等へ配布を行っている。

リーフレットは最高裁判所が作成しており、自治体、弁護士会、司法書士会、労働局、消費生活問題を扱っている団体に送付しているが、当庁では配布後のフォローアップはできていないのが現状である。

また、調停委員で組織されている調停協会というものがあるが、調停協会の行事として無料調停相談があり、その周知に当たってチラシの作成及び配布を行っている。なお、裁判所においても無料調停相談の実施について協力しており、裁判所のホームページ等で周知を行っている。

- 裁判所のリーフレットはどれも同じ大きさであり字も小さい。他の機関のリーフレットはA4版などもっと目立つものとなっており、その点でも工夫が必要でないか。
 - 紛争を抱えた方がどこに相談に行くのが良いのかを広報することが、単にリーフレットを置いておくよりも効率的に認知度を上げることができると思う。
 - 一般市民の方がリーフレットを見て調停を利用してみようという人は少ないと思う。愛知県の消費生活センターには相談員が26人おり、県内には、市町村にある消費生活センターと合わせて100人近くの相談員がいるので、県民にとって身近な相談員を対象とした出前講座などを行うような広報ができればよいのではないかと思う。
 - インターネットを利用し、市町村のホームページから裁判所のホームページにリンクを張り、紛争を抱える市民が市町村のホームページから裁判所の民事調停手続を紹介したホームページへ行くことができるようにしてはどうか。また、身近な近隣トラブルとなると、まずは警察に相談するケースがあるため、警察にもリーフレットを置いてもらうなどの取組をしても良いのではないかと思う。
 - 警察へも配布を行っているが配布数は多くないのが現状である。なお、リーフレットの部数にも限りがあるため、インターネットを利用して、裁判所のホームページからダウンロードを行っていただくなどの案内を行っている。
- △ 調停協会において、無料調停相談を年に二回ほど行っているが、以前に報道関係の方が調停委員であったときにテレビ番組で周知してもらったところ、相談に来られる方が大幅に増えたことがあった。また、昨年も新聞に折り込みチラシを入れたところ、多くの方の相談があったことから、無料調停相談を実施

することが一般市民の方に調停制度を知ってもらうのに効果的だと思う。

- △ 調停協会は、自治体の職員向けの調停相談説明会を行っており、2年前に行った説明会では、かなり盛況であったし、本年度も県内にある市町村で実施を予定している。市民の方々から相談を受ける職員を対象とした民事調停制度の説明会は効果的な取組であると考えている。
- 新聞へのチラシの折り込みは費用が必要となるが、報道機関の利用については、資料を用意して記者クラブを通じて各社に記事掲載の依頼をするなどのアピールをしてもらえば、各社は協力を検討すると思う。
- 無料調停相談チラシを見ると、「紛争解決」との記載があるが、「トラブルの解決」というような記載をする方が裁判所の敷居が低くなると思う。
- 裁判所は、利用者みなさんが間違った解釈をしないよう、できるだけ正しい言葉を使用する傾向があると思う。しかし、委員みなさんの御意見にもあるように、民事調停制度の利用促進を図っていくためには、リーフレットなどはなるべく易しい言葉を使用して作成するなどの工夫が必要だと思う。また、昔はトラブルが発生した場合、近所の人や仲介に入り解決していたが、最近では、近所付き合いも少なくなっており、まずは、弁護士に相談し、弁護士による解決が図られている事案が増えてきているのではないかと感じる。調停という言葉も、最近では家事調停事件が増加しており、少しずつではあるが聞き慣れてきているのではないかと感じる。
- 最後の協議項目として、「調停委員の確保について」について御意見をいただきたい。
- 事件数が減少しているにもかかわらず、調停委員の確保は必要なのか。また、家事調停委員と民事調停委員を兼務したりしないのか。
- 調停委員の男女比について問題意識を持っている。現在、男性の調停委員が多く在籍しており、女性委員の確保が必要であると思っている。また、兼務も行っている。